

### 第3回古平町議会定例会 第3号

平成28年9月26日（月曜日）

#### ○議事日程

- 1 認定第 1号 平成27年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会委員長報告)
- 2 一般質問
- 3 意見案第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書
- 4 意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 5 意見案第4号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書
- 6 意見案第5号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書
- 7 意見案第6号 介護・障害福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書
- 8 意見案第7号 高すぎる学費の引き下げを求める意見書
- 9 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(総務文教常任委員会)
- 10 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(産業建設常任委員会)
- 11 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会運営委員会)
- 12 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会広報検討特別委員会)

#### ○出席議員（10名）

|              |          |
|--------------|----------|
| 議長 10番 逢見輝続君 | 1番 木村輔宏君 |
| 2番 堀清君       | 3番 真貝政昭君 |
| 4番 岩間修身君     | 5番 寶福勝哉君 |
| 6番 池田範彦君     | 7番 山口明生君 |
| 8番 高野俊和君     | 9番 工藤澄男君 |

#### ○欠席議員（0名）

#### ○出席説明員

|           |
|-----------|
| 町長 本間順司君  |
| 副町長 田口博久君 |

|             |             |
|-------------|-------------|
| 教 育 長       | 成 田 昭 彦 君   |
| 總 務 課 長     | 藤 田 克 禎 君   |
| 企 画 課 長     | 細 川 正 善 君   |
| 財 政 課 長     | 三 浦 史 洋 君   |
| 民 生 課 長     | 五 十 嵐 滿 美 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 佐 藤 昌 紀 君   |
| 産 業 課 長     | 宮 田 誠 市 君   |
| 建 設 水 道 課 長 | 高 野 龍 治 君   |
| 会 計 管 理 者   | 白 岩 豊 子 君   |
| 教 育 次 長     | 和 泉 康 将 君   |
| 産 業 課 長 補 佐 | 井 本 将 義 君   |
| 總 務 係 長     | 松 尾 貴 光 君   |
| 財 政 係 長     | 田 名 辺 信 行 君 |

○出席事務局職員

|               |           |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長       | 本 間 克 昭 君 |
| 議 事 係 兼 總 務 係 | 福 嶋 祐 太 君 |

開議 午前 2時18分

○**議会事務局長（本間克昭君）** それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、認定第1号 平成27年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お手元に配付してありますとおり、決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告書が出されております。

各会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定と決定されております。

本件は、議員全員による決算審査特別委員会で行ったので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（逢見輝統君）** 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

それでは、これより討論に入ります。

反対討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（逢見輝統君）** ないようですので、賛成討論。

○**3番（真貝政昭君）** 平成27年度各会計決算に賛成する立場から討論をいたします。

平成27年度におきまして一番際立った事業としては、掖済会以後の古平町での診療所存続の問題がありました。現状を考えますと、一つの町村が一診療所を維持経営していくというのは極めて困難な時代環境があるという前提に立つと、古平町の決断は評価に値する極めて重要な案件であったと思います。

一般会計その他の事業におきましても町民生活を守るという点からさまざま事業展開を行っております。例えば福祉の面では、妊産婦の交通費の問題、それから幼児センターの保育料の軽減、さらに就学援助の北後志町村を比較しますとやはり教育長が自慢するように進んだレベルで推移してきているというのが一因であります。さらに、医療費の問題で他町村に先駆けて高校生まで拡大する、あるいは通学費助成の継続など、町民生活を守るという点で特筆すべき事業展開をされてお

ます。極めて評価している次第でございます。それから、介護につきましてもたった一人の困難を抱えている問題についても、町民に寄り添う姿勢を事業展開として予算化すると。そういう点も評価しておりますし、全体的に本間町政の町民に寄り添う姿勢というのを評価しております。そういう点で古平町の一般会計、各特別会計に賛成する次第です。

国政の点でいえば、やはり消費税が一番のネックになってこようと思います。従来消費税の悪税ぶりを町財政の関係から指摘しておりましたけれども、平成27年度においても町が負担すべき消費税が1億近い状況になっているにもかかわらず、バックして入ってくるのがそれに満たない金額となっておりますし、全道5本指に入る水道料金、下水道料金は消費税を負担しなければならないという町民の負担を考えますと、これは消費税の軽減、それから廃止に向けて頑張らなければならない要素であろうと思います。これは、消費税そのものが町民生活にとって、また経営にとってもマイナスであるというのは、先ほどの質疑の中でも一般事業者にとって売り掛けにまで消費税を課すと、納付義務があるというのは、これは極めて大問題であります。町の一般会計では、あるいは特別会計では、もらうだけもらって支払い義務がないだとか、それから料金として得たものだけに消費税の納付義務があるというのは道、国あるいは自治体同士の約束事であって、一見合理的に見えるようであるけれども、一般家庭、一般常識からするとやはりゆゆしき内容を持った消費税なのです。国レベルでいきますと、5%時代でも消費税を集めた中から輸出大企業のほうに3兆円近い消費税が還付されている実態、消費税は決して福祉や我々の生活に役に立つものではなくて、輸出大企業のための輸出補助金という性格を持っているものですから、これは速やかに廃止の方向に持っていくべきだと考えております。国政レベルでは、そういう形で町民と、それから町と歩調を合わせてその廃止に向けて頑張っていく決意でございます。

それから、平成28年度、あるいはもうそろそろ平成29年度に向けて予算編成が始まろうとしておりますけれども、平成28年度で海のまちクリニックに一般会計から1億5,000万の支出を予定しております。このまま推移しますと、古平町の財政がもつのかどうかという心配があります。前にも申し上げたことがあるかもしれませんが、この財政負担を減らす大胆な取り組みを求めるものですけれども、今の場所に掖済会が移転するときに反対申し上げましたように、国道沿いに診療所を持ってこない限り打開策はないというふうに考えております。庁舎の建設も内々で進められておりますけれども、長期的な視点からこの財政状況を鑑みて、診療所の移転の問題もあわせて検討されることを期待して、賛成討論といたします。

終わります。

○議長（逢見輝続君） ほかに賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、これにて討論を終わります。

これから認定第1号 平成27年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（逢見輝統君） 全員起立でございます。

よって、認定第1号 平成27年度古平町各会計歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第2 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、高野議員、工藤議員、寶福議員、真貝議員の4名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○8番（高野俊和君） 海のまちクリニックの医師2人体制の現況についてお尋ねをいたします。

町立海のまちクリニックが開院しまして4カ月ほどを経過しました。ほぼ順調に推移しているのではないかと思いますけれども、当初予定の医師2人体制については現在どのような状況なのかということは全く知らされておりません。医師1人ですと、どうしても休診日もふえるでしょうし、当然入院患者の受け入れもすることはできません。現在どの程度話が進んでいるのでしょうか、お聞かせ願えればと思います。

○町長（本間順司君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

現在医師1名ということで運営しております。医師確保につきましては、現在においても先ほど申し上げましたとおり2名体制ということで予定しておりましたけれども、実現していない状況でございます。これまでの経過としましては、いわゆる開設前、開設準備期間中でございますけれども、この間に2名の医師、40代と50代でございますけれども、面談まで行っておりましたけれども、契約には至らなかったということでございます。それから、開設後から現在まで、これも2名の医師、これは40代の方2名でございますけれども、面接及び施設の見学まで行っておりましたけれども、これも契約には至らなかったということでございます。現在50代の医師1名の方と面談して契約条件等につきまして協議を進めている最中でございます。

医師確保にかかわる恵尚会の考え方でございますけれども、本町の状況から比較的広い科目の診療ができる医師の確保に努めているということでございます。それから、2点目としましては、医者としての資質の見きわめに努めているところでございます。それから、3点目としましては、医師の性格、つまりは協調性ということで、それこそ現在いらっしゃいます鶴木医師や我が古平町との協調性ということで、恵尚会さんが今面接を行って協議している最中でございます。

結構臨時休診がこれまで多かったのでございますけれども、鶴木医師の出張等に際しましては電子カルテ入力作業や医療スタッフのふなれ等の理由から、代診医の従事を避けて臨時休診としてきたところでございます。今後9月の21日から実施しておりますけれども、今度は代診医による診療に努めていく予定であるということで、人材の派遣会社から代診医を派遣してもらって、なるべく休診を減らすということを考えております。

病床の再開に苦慮している原因なのですけれども、2人目の医師確保というのが直接の原因では

ございません。看護師不足が原因だということで、これまで掖済会から移籍した看護師3名と看護助手1名が中途退職しました。パート看護師2名を補充するのが精いっぱいという状況の中で、さらにまた現在1名が療養中のございまして、大変厳しい状況にあるということをございまして、なかなかこれが病床の再開ができない大きな原因であるということをございます。医師は2名いなくても先ほど申し上げましたとおり代診医でカバーが可能だということをございますので、今後看護スタッフがそろえば代診医を使いながらできるのではないかなというふうに思っているところをございます。

以上をございます。

○8番（高野俊和君） 2名体制というのは、恵尚会側の考えと古平町側の考えも若干あるでしょうし、かなり難しい問題だと思いますけれども、何となく理想としては2人目の医師、代診医に関しましても少し年齢が高ければ必ずそうであるというふうには限らないのでしょうかけれども、病院に行く患者の7割ぐらいはある程度高齢者だと思いますので、広く根気よく話を聞ける医師が多分求められているのだろうというふうに思いますけれども、この医師派遣に関してはもちろん恵尚会はそうでしょうけれども、古平町としてもかなり強く意見を言うことはできるのでしょうか。

○町長（本間順司君） 我々も担当者を初めいろいろ協議を重ねている最中をございまして、余り診察を懇切丁寧にやってしまうと、前のお医者さんみたいに時間がかかり過ぎるということで物すごく不評を買うというもございます。ですから、ケース・バイ・ケースという形でやっていただくのが一番いいのでしょうかけれども、なかなかそういう医師が見つからないということをございます。ですから、そういう我々も前の経験を踏まえながら恵尚会さんともお話を進めているところで、恵尚会さんもその辺はわかっているのかなということをございますけれども、診察を受けられた患者さんの話を聞くと、大体若い先生でよかったなという話を多く聞きますので、いいのかなという気もしないでもございませぬ。そういうことで我々も一生懸命努力してまいりたいと思いますので、いましばらくご辛抱願いたいと思います。

○8番（高野俊和君） 今の町長の答弁は何となくわかりますけれども、掖済会病院の判断も確かにそこに分かれておりました。長いという人と何でも話聞いてくれるからすごくいいという人と意見は本当に真っ二つに分かれておりました。私どもの町内会少し大きいですから、全体の人数の半分とは言いませんけれども、近くいるのですけれども、意見を聞きますと年寄りの意見は7割は話聞いてくれるからいいと。ただ、若い人は長いという人は確かにおりますけれども、年寄りの、年寄りといえますか、高齢者というのは病気はお話を聞いてくれることが一番の療養という、そういう感覚もありますので、確かに今町長がおっしゃるような一番大切なのは資質、性格、それと現在いる先生との相性でありますけれども、そういうことはもうやっぱりかなり考慮に入れてほしいというふうに思いますし、この病院の出発がもともと入院患者をとるということも出発ですので、そのための看護師なんかはある程度確保していたのだと思うのですけれども、それもこういう状況でやめられるというのは、理由はわかりませんが、そういうことも含めてある程度年配者がいると若干緩和できるのかなというふうにも考えますけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃるのもわからないわけではないのですが、なるべく診察時間

も早めるべく、ああいう電子カルテを導入しながら先生はパソコンを見ながらやっているということで、不満を持っている方はいわゆる聴診器を使ってくれないというような不満があるわけでございまして、現代医学と申しますか、今はそんなに聴診器を使わないという時代になっています。近隣の病院さんでも聴診器当てているのかどうかかわからないような、一応格好だけやっているような先生もいらっしゃるというような話もございますので、田舎の病院というのはとにかくお年寄りの話を聞いてくれる病院がいいというような、それは重々聞いておりますけれども、本当に病を治すというような観点からこの診療所もやってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いたしたいと思えます。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 一番最初に、土砂災害区域についてということで、今回説明会では大雨等による避難についてお話がありました。しかし、地域の人々は不安に思っております、警戒区域に対し町の今後の計画を、また土石流が予想される河川があるようですが、どのような考えを持っているのかお聞かせください。

○町長（本間順司君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

本当にことは台風の襲来が多くて、北海道も4つの台風が上陸したということでございます。全国各地でもいわゆる豪雨によってかなりの被害が発生してございまして、集中豪雨は今ではもう対岸の火事と言えないくらい、本町においてもいつ起こるかかわからない状況がございまして、平成22年の水害でございまして、それこそあの時点で50年ぶりの水害ということで、大変苦労したことは今でも記憶にございます。あのときは、いわゆる六志内方面で1時間に60ミリも降ったというようなことで、今全国各地の被害を見ているとそんな60ミリなんていうものではない。もう100ミリ、200ミリ、そういうような大雨が降っている状況でございまして、本当に想定外と言わざるを得ないような雨の降り方でございまして、そんな中でございまして、やっぱり確かにああいう災害が起きればハードな整備が必要であるというようなことは、これは北海道の高橋知事も言っておりますけれども、なかなかこれにはお金が伴うというようなことで進んでいかないのが現状でございまして、本町も財源確保も含めてかなり時間を要するだろうというふうに思っておりますけれども、今回の住民説明会でも説明したとおり、現状では土砂災害防止法の趣旨でもある、まずは命を守るために早期に避難してもらうということが第一ということで考えて説明会を開催したところでございまして、そのためには町民に避難勧告等の避難情報を周知徹底することや今回の一連の台風被害で被災市町村で課題となった避難情報の発令タイミング等々につきまして、今後の調査研究の課題として現在捉えているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、そういうハードの整備につきましてはかなり財政的なものもかかるということでございまして、まずはそういう早期に避難してもらうということのための説明会でございましたので、その点はご承知願いたいというふうに思えます。

それから、土石流が予想される河川につきましても同様に、まずは早期の避難ということでございまして、砂防指定地内の河川につきましては機会あるごとに砂防整備を道のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

なお、それ以外の河川につきましても状況を見きわめながら最善の対処方法をとってまいりたいというふうに考えているので、どうぞそういうことで説明会を開催したものでございますので、ご理解願いたいと思います。

**○9番（工藤澄男君）** 今回道のほうで検査したのでは、急傾斜の崩壊危険箇所というのが24カ所、それから土石流の危険箇所が10カ所、そして地すべりの危険箇所が7カ所とここに載っています。そして、今町長避難がまず優先で、それを今回も道の説明ではそのように避難のほうの話だけをしたのではありますけれども、きのうの新聞を見ましたら、今回ありました被害地で例えば避難の放送なりいろいろしたけれども、発令した中で9割の方が避難していないというのが現状なのです。だから、恐らく古平の人も今まで自分の家の前だとか脇がそういう危険な場所に指定されるとは思っていないと思うのです。たまたま今回その近所に住んでいる人方が呼ばれて、あなたのところはこういう危険ありますよということで避難の報告を受けたわけでございますけれども、私がかかわっている場所でも何名かの方がやはり避難よりもその場所をどうしてくれるのという声が多いです。それから、西部方面の方にも何人か聞いたのですけれども、やっぱり同じような答えが多いのです。

それで、最も危険だと思うような箇所があると思うのです。私この中で、何件も言いません。1件だけちょっと危険かなと思う場所がありましたので、これは丸山の川です。教育長の上のほうです。一番上の部分に、下のほうには黄色い網線かかっているのですが、まだいいのですけれども、本当の真上にほんの少しだけ土砂災害の危険特別区域があるのです。それは、私もこれ見たら逆に目の前で見ると、今回航空写真というのですか、上から見れば一目瞭然なのです。そして、ここにはすぐ下に丸山川があります。そして、丸山川は今砂防ダム2つつくって、確かに水のあれはきちんとなるとは思いますけれども、その下流にこういう箇所があるのです。万が一例えば地震なり来てこの場所が崩壊して丸山川を塞いで、さらに大きい地震だったら上の温泉へ行く道路も崩壊する可能性もあると思うのです。ですから、全部一回にやれというのは無理ですけれども、道なりいろいろな役所に、こういう本当に危険だと思うようなところの工事というのはやっぱり急ぐべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

**○町長（本間順司君）** 今議員ご指摘の箇所、私も初めて聞いたわけでございまして、そういう箇所があるのであれば、今現在砂防工事を進めておりますので、我々のほうからも担当のほうに直接申し入れできるであろうということでございますので、それは伝えてまいりたいというふうに考えております。

今まで説明会の中でもどうしてくれるのだという話も、それはわかりますけれども、今申し上げましたような事情でなかなか進まないというのが現状でございます。今回の避難勧告されたにもかかわらず90%の方は避難していないというような情報は私も見ました。今回のうちのほうの説明会につきましても、皆さんにご案内申し上げましたけれども、参加される方は少ないというようなことでございまして、これもまた本当に全然例えは違いますけれども、いわゆる健診を受けて、早目の健診で早期発見、早期治療というようなことと言うのと同じように、では危険だから避難するかというような気持ちにはなかなかならないというのが人間のふだんの心理と申しますか、せっぱ詰

まらないと避難しないというような部分もございますので、それらも喚起する意味から説明会を開いたということもございますので、町民の方々もそれらを踏まえながら自分の命は自分で守るといようなことをご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 説明会で私もちよっとはっきり聞けなかったのですけれども、この河川の土砂についてはたしかあのとき関口の沢川と徳山の沢の川を図面でちらっとだけ見せたのです。私徳山さんのほうの川は余り、上からは見たことあるのですけれども、実際にそこに行ってみたことはないです。それで、私が実際に前にも、何年も前から言っていました関口さんの沢の川の問題なのですけれども、かなり前に一度土砂崩れがありまして、それがたまたま川に流れないだけで、その土砂崩れした跡が今でもまだきちっと残っています。だから、もしあの上流で土砂崩れがあって川がせきとめられたら、結局元気プラザなりそういうところに被害が来るのではないかということで、私何年か前から何回か町長に質問していたのです。ですから、そういう危険だよと言われそうような川を町独自で調査するのもいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 町内の砂防指定区域内の河川といいますか、一応4カ所ございまして、新地の西の沢川と、それから丸山川、そして稲倉石川、それから沖村川ということでございまして、これ以外の河川につきましてもいわゆるそういう災害等、土砂崩れ等々が発生した場合には道のほうで施行するようになって、現在もそういう形で施行されてきています。そういうことでございますので、我々も調査をしながら、そういう箇所があればまた道のほうに要望してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 次に、医師の問題なのですけれども、これは今高野議員さんのほうから、医師の問題に関しては大体わかりました。しかし、私のほうから救急と医師の問題という点でちょっと町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

私たまたま病院の近くに住んでおりまして、常に救急車来ます。そして、ことし特に目についたのが元気プラザ、風花、ほほえみくらす、それからうちの近所の方々と病院が目の前にあるところで例えば病人が出て、たしか元気プラザの方は医師に診てもらったという話もあるみたいですが、目の前に医者がいるのだけれども、病院に行けないで、皆で余市、小樽へ走ると。甚だしくなればドクターヘリは、あれは特別でしょうけれども。ですから、非常に何か歯がゆいような、寂しいような、そういう気持ちをして常に見ております。私も救急車来るたびに、まずどういう状況かなというのうちの町内の中でもありますので、見に行きますけれども、医師が2人体制であれば何とか、救急車がすぐよその病院へ、例えばかかりつけの協会なり小樽なりに送るのもいいのでしょうけれども、目の前にいる病人をすぐよその町に送らなければならないという、せつかく病院ができたにもかかわらずそういう問題があるということなので、やっぱり最後になれば医師もう一人という話になるのですけれども、そういう点どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 診療時間内の救急につきましては現在も診察はしておりますけれども、診療時間外になればそれはできないというようなことで、最初のいわゆる条件というようなことで、時間外の救急は受け付けられないというようなことでございます。我々もこれからさまざまな、いわゆる仮に特養をやった場合にもいろんな課題が出てまいるかなというふうには思っております。そう

いうふうな過程の中では、ある程度将来的にはそういうことも考えていかなければならないのかなという気はしております。ですから、そういうふうな本当に必要性が生じてきた、現在もそれはあるのでしょうかけれども、ただ余市の協会まではある程度短時間で行けるというようなことをございますので、今の恵尚会の方針どおりやらせていただいているところでございますので、その点をご理解願いたいなというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 確かに今の状態であれば救急とか、そういうのを受け入れるということは無理だろうし、例えば積丹町の方々もやはり前みたいに古平の病院に運ばれてきて古平の病院で入院できれば、本当に家族の家計なりそういうものが大変助かると。やっぱり小樽、札幌とかと行くようになれば困るし、何とか古平町さん、医者申し入れ何とかならないのかという声が積丹町のほうからもたくさん私のほうへ来ております。ですから、町長も一生懸命頑張っ、て、医師もう一人ぜひ早目に確保するようにお願いをします。

○町長（本間順司君） 今積丹の住民からのお話もあったようでございますけれども、それはお互いさまで、近ければ近いほどいいというようなことでございます。それは重々承知でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり医師の2名体制云々ではなくて看護師の不足だということでございます。先ほどちょっと申し忘れても、看護師さんとも面接行っているところでございますけれども、恵尚会さんとしてはかなりこちらの北海道人はというような言い方なのですが、難しいなというような感覚を得ているようでございまして、当初の思ったよりは厳しい状況にあるということだけをご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 次に、中学校の70周年についてということで、来年中学校70周年を迎えますけれども、どのような式典を考えているか、教育長の考えをお聞かせください。

○教育長（成田昭彦君） 結論から申しますと、私としても、教育委員会としても式典として考えてございません。いかに実施するにしても、それは学校側でどういう形にしてやりたいとか、そういったことを校長のほうには指示してございます。昨年ですか、140周年、小学校ありましたけれども、ああいう形になるのかなということで、今かつてのように町民からそういった寄附を仰いでやるような時代でないですので、その辺含めてもしやるのであればどのような形でやるのか、これから校長のほうにそういった指示していますので、多分PTAや同窓会のほうにも相談あるかと思っておりますので、私どもはそれに合わせて29年度予算にもし支出しなければならないものがあるのであれば、そういった予算措置してまいりたいと考えております。

○9番（工藤澄男君） 小学校の記念には町のほうから30万ですか、それはどのようなものに使われたのか、それから70周年といいますと第1回の卒業生、ちょっときょう失礼ですけれども、こちらの中にもいらっしゃるようですので、例えばなかなか全員を呼んで出してもらおうというわけにはいかないのだけれども、せめて1期生、2期生、3期生とか、そのぐらいまでで元気な人かおったらそういう人もまた招待するのも一つの案かなと思ったり、それから70周年のときにそのとき在籍していた子供が何か心に残るものがあれば、そういうことをやれたらいいなと思っているのです。私は、今まで学校のそういう記念は小学校何年かのときにただ紅白のまんじゅうもらったのだけは知っているのですが、余り式の内容までは知りません。それで、最後はやっぱり子供たちで

すので、その子供たちが卒業していくときに70周年すごくよかったなというような思い出をつくれるようなものを作っていただけらいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 小学校の140周年でもそうでしたけれども、その前130周年やってございます。130周年で記念誌作成していますので、その沿革といいますか、それから残る10年間というものの記念誌等を発行してございます。今回もそのような形で余り派手派手ではなくて、そういった記念誌の発行、去年30万なのですけれども、そのほとんどが記念誌の発行に使われております。ですから、この間中学校の校長と話したときも、小学校の140周年のそれをまねしながら進めていきたいような話ししていましたので、その辺は今後またPTA会長さんや同窓会長さんも相談あると思いますので、よろしく願いいたします。

○9番（工藤澄男君） そういうことで、何とか記念に残る式典ということで私どもも考えていきますけれども、ぜひ教育委員会のほうでも多大なる協力をいただきたいと思います。

終わります。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） まず、地方創生拠点整備交付金についてからお話しさせていただきます。

先日閣議決定された平成28年度第2次補正予算において、未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創設として、地方創生拠点整備交付金（900億）が計上されました。6月の定例会において質問させていただきました古平町が受けられませんでした地方創生加速化交付金の対象はソフト面についての補助ということでしたが、今回の交付金についてはハード面に対する補助と私は理解しておりますが、古平町の対応状況はどのようになっていますでしょうか。

また、加えましてこの交付金については、まち・ひと・しごと創生総合戦略の29年度の実施を予定しているふるびらマルシェ事業や道の駅事業に関連づけてこの交付金を利用することは可能なのでしょうか。

○町長（本間順司君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

地方創生拠点整備交付金でございますけれども、今年度の国の2次補正によって成立したものでございまして、観光施設の改修や移住、定住促進のための空き施設の改修など施設整備の取り組みを進めるための交付金でございます。この交付金を活用するためには、古平町まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけられた事業で、平成29年度中に事業を完了し、さらには本年11月下旬までに交付金の要件であります官民協働、それと自立性、それから地域間連携などを説明した計画書を国に提出しなければならないものでございます。現在は、役場庁舎内で交付金を活用できる事業があるかどうかを精査しているところでございますけれども、なかなかそういう事業が見当たらないというのが現状でございます。

そしてまた、議員のおっしゃっているふるびらマルシェや道の駅に交付金を活用できないかということでございますけれども、それらの事業を行うことによって交付金の要件であります官民協働や自立性などを説明できるのであれば活用は可能であるということでございますけれども、なかなかそういうふうにもならない。と同時に、いわゆるふるびらマルシェあるいは道の駅につきましては、29年度とは言い切っておりませんので、29年度以降ということでございますので、まだ具体的な

計画等はできているわけではございません。

それから、交付金の交付目安でございますけれども、事業費ベースで市町村の場合は1億2,000万円の2分の1、6,000万円程度であること、さらには先ほども申し上げましたとおり事業が平成29年度で完了しなければならないことを考えると、構想がきっちりと固まっていない現状では実際には活用することは難しいというふうに考えてございまして、いろいろと以前みたいにタイミングよく古平にそういう事業があれば、それらさまざまな交付金を活用しながらやってこれたのですけれども、現在これに関する事業につきましてはまだ具体性が乏しくて、先ほど申し上げましたとおりそれこそ官民協働、自立性、地域間の連携というようなことの要件の具備は難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○5番（寶福勝哉君） 例えはなのですけれども、漁港のコンテナ食堂を改修して営業の拡大や雇用の確保につなげたりだとか、あとは新ご当地グルメを販売する一つの店舗として改修に充てるなどはどうお思いでしょうか。

○町長（本間順司君） それは議員の考え方でしょうけれども、先ほどの官民協働にはつながるでしょうけれども、いわゆる自立性というのがなかなか難しい。今までもそれこそ漁協祭等もやってまいりましたけれども、なかなか自立性が難しい問題であると。それから、地域間連携、これはやろうと思えばできないわけでもございませぬけれども、ある程度そういう計画を練るにしてもかなりの期間を要するのではないかなというふうに思っております。

それから、議員おっしゃった先ほどのご当地グルメですか、それにつきましても後で申し上げますけれども、今頓挫している状況でございまして、これもなかなか難しい問題だということで、一応後ほど申し上げますけれども、考え直していかなければならないのではないかなというふうに現在思っているところでございます。

○5番（寶福勝哉君） 町民として、道の駅やマルシェ等に対しての期待は大きいところではあると思いますので、何とかもう少しスピード感を出して、この動きに期待したいと思います。

この質問に関しては以上にします。

続きまして、新ご当地グルメ開発事業の進捗状況についてなのですが、先日発行されました「新・ご当地グルメ通信」や10月の広報ふるびらの記事にて現状は理解はできているのですが、改めて現在課題となっている部分とそれに対する対応策、今後の展開等を教えていただきたいです。

○町長（本間順司君） 新ご当地グルメの開発事業の進捗状況でございますけれども、「北海道じゃらん」の元編集長のヒロ中田さんから提案された古平ホッケの刺身膳につきましては、町内の飲食店が調理した試作品の検討会を去る8月23日に開催してございます。

現在の課題としましては、事業への参加店舗が少ないために、いわゆるメニューのアイデアが不足しております。先般開催した試作品の検討会でもやはり出てくる品数が少なかったということでございまして、大変な状況になっているところでございます。いわゆるホッケの刺身そのものは、多くの町民からホッケの刺身を食べるとおなかを壊すのではないかなというような不安の声を聞かされているところが多いのでございます。そのために町といたしましては、町民に対するホッケの刺身の試食会を開催するなどして安全性のPRに努めたいというふうに思っておりますけれども、状

況によってはホッケ以外に古平の新ご当地グルメの素材として何か適当なものがないかを検討してまいりたいというふうに考えてございます。いずれにしても、これらの取り組みを漁協や商工会など関係団体との連携を一層強化しながら、町民の皆さんから古平にふさわしいと共感を得られるような新ご当地グルメの開発を進めてまいる考えでございます。今大変厳しい状況にありますけれども、もう少し協議を重ねながら、いい方向に進めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（寶福勝哉君） 新ご当地グルメについては、将来的に外貨を獲得していくための大きな事業の一つだと考えております。私自身も町民の周知につながるような努力を強めていきたいと思っていますので、何とか4月もしくは6月にスタートできるようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（逢見輝統君） それでは、ここで真貝議員の前に25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時24分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

それでは次に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） それでは、3件質問します。

まず、1件目の古平中学校についてなのですが、古平中学校の便器なのですが、洋式、和式の区別で発言しますけれども、現在古平中学校の大きいほうの便器の数字が洋式が4カ所に対して和式が15カ所になっております。それで、時代の流れからするとてっきり洋式の流れでなかったかなというふうに思い込んでいたものですから、遅きに失した質問になったなと思っています。それで、先ほどの決算の質疑でもあったように、町民生活の生活様式はこの便器については洋式が一般化されています。民間住宅についても、それから町営住宅についても洋式が一般的になっているという報告を受けていますし、それから公共施設においても幼児が入る幼児センターは全て洋式になっています。小学校も建てかえられて、子供用も職員用も全て洋式になっております。中学校がなぜ改善されなかったかという疑問点は残りますけれども、実際に職員の方からも古平中学校の便器については使用していないという声をいただいています。特に中年、高年になりますと足腰の弱さ、それから障害もありまして、和式は不可能という状況が近づいてまいります。ちなみに、ほほえみくらすについてもこの便器については全て洋式になっております。だから、人間の生活様式から見ても、それから古平町の生活実態から見ても、早急に中学校の便器を洋式に直すべきだと、そういう提案でございます。町長の見解を伺います。

○教育長（成田昭彦君） 公共の建物というか、中学校ということですので、私のほうから答弁させていただきます。

ちょうどこの問題につきましては、6月の道議会でも出ておりました。全道的に見ますと、小学校が49%、それから中学校で45%、道立高校が33%ということで、これから洋式化に向けてそういったものを進めていきたいという答弁がございました。私どもも今洋式、小学校は100%、それから

先ほど真貝議員おっしゃったように率にしますと21%ということで、確かに洋式少ない今の現状ではないかなと思っております。これからそういった学校施設整備の補助金等の関係もありますので、その辺も踏まえながらこの辺解消してまいりたいと思います。

ただ、こういった不特定多数が使用する洋式のトイレを非常に嫌う子供もいるというのも現状でございますので、今小学校のほうがかわってから5年間という経過していますので、その辺を踏まえながら、そういったものを検討してまいりたいと考えております。

○3番（真貝政昭君） 素直に社会の趨勢の流れに沿って早急に解決すべきだろうと思っております。早急な対応を求めます。

次に、2件目です。新築住宅に対する助成について。今古平町は、若者定住対策あるいはリフォーム助成を行って、それから平成22年度で策定しました町の民間、それから公共問わず、建物の耐震化改修に向けて努力しているところです。特に民間の住宅については、耐震化に向けて今後ますます重要視される項目でないかと思いますが、特に本町、丸山方面、ここの軟弱地盤の問題なのですが、実は3件目の項目について最初に質問すればよかったのかと今後悔しているのですけれども、実際に軟弱か、そうでないかを区別抜きにして、新地、丸山方面が浜町方面に比べて弱いというのは実感として皆さん、町長のほうも感じていらっしゃるの、そのほうが早道でないかと思っております。そして、この本町、丸山方面なのですけれども、かつて資料が求められないほど古い時代に町が埋め立てをした地域でございます。それで、幼児センターのあたりをちょっとスコップで掘り返しましても、50センチくらい掘り返しますと草などが堆積したにおいのある粘土層がすぐ出てきます。丸山方面、御崎方面に行きますと、町営住宅そのものがかすかすしている実態がありますので、極めて軟弱な地盤であるという状況です。

それで、新地方面、浜町方面、区別なく住んでいただくよう町営住宅、民間住宅の建てかえ等を進めていくためには、物件そのものの評価を特に本町、丸山方面については高める必要があるというふうに考えています。それで、詳しい方に聞きますと、地盤調査には約10万円、それからくい打ちなどではハウスメーカーのそういう物件に携わっている方の認識を伺いますと、1件当たりやっぱりくい打ちが100万ぐらいかかります。ですから、地盤沈下しないような工法で住宅を建てるには、浜町方面の費用に比べて約100万くらい多くかかってしまうということなので、本町、丸山方面の住宅改修については町で特別にやはり埋め立てたというかつての責任もありますけれども、助成制度を考えるべきではないかというふうに考えているのですが、町長の見解を伺います。

○町長（本間順司君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

議員先ほど申しあげましたように、今年度から古平町まち・ひと・しごと総合戦略の一環として移住、定住の促進を図ることを目的として、新築あるいは中古住宅取得費用に対する助成制度を創設しております。ご承知のとおり、この助成制度は新築住宅にあつては各区分ごとに最大で200万、それから150万、100万円と。また、中古住宅にあつては最大で75万円から50万、25万円というふうに助成するものでございます。新築住宅の助成対象は、当然新築住宅の取得に要する費用に対して助成するものでございますので、仮に地質調査、くい打ち工事を実施した場合でも限度額の範囲内であればこれを含めて助成対象となっておりますので、現時点では改めて上積み、拡充する考えは

持ってございません。

また、軟弱地盤は西部方面だけではなく全町に存在するため、町がくい基礎を推奨する助言をしますと、必要のない地区でも安全のためにとくい基礎工事の費用が発生し、公の機関が建設コストの高騰を助長するおそれもなきにしもあらずだというふうに思っております。

建築確認申請においては、一般的な木造住宅2階建て程度では、建築士の設計によるものは確認、調査の特例により審査が簡素化されているため、基礎図面などは提出が省略されております。したがって、当該住宅のくいの有無が記載されていなかったり、また民間の確認検査機関への提出もございまして、現状では町としてくいの有無の確認は難しい状況でございます。

現在管内で新築住宅の価値を高めるための助成制度を設けている市町村はございません。後志管内以外は調査してございませんけれども、あと耐震改修、既存住宅の耐震化に対する助成制度の状況は、管内で19市町村のうち本町を含め6町村が実施中でございますので、これらを利用していただけばなというふうに思うところでございます。

**○3番（真貝政昭君）** ほかの自治体の軟弱地盤に対する、くい打ち工事に対する助成というのはないというふうに伺っております。ただ、本町、丸山方面の場合は、町がかつて埋め立てて造成した土地という観点から、そういう助成制度を考えてよろしいのではないかと。責任上、そういう助成というのをやるべきでないかというご提案なのです。それでもやはりそういうお考えなのでしょうか。

**○町長（本間順司君）** これは、テレビの中での話でございますけれども、さまざまな地域でそういうかつて海であったところを埋め立てたりして造成している地域もございまして。かといって、そういう地域に改めてそういうものを上積みしているような、そういう傾向は見当たらないということで、改めて先ほど申し上げましたとおり町のほうで上積み、拡充するというような考えは現在は持ってございません。

**○3番（真貝政昭君）** 議論は途中経過ということで、2件目については終わります。

次に、3件目の町内建物の耐震改修計画について伺います。それで、古平町が平成22年度につくりました古平町耐震改修促進計画で、古平町内の地盤の認識について現状の実生活での感覚とまるで逆の前提で調査が行われて、例えば直下型の地震が起きますと、これは道が想定した地震に対する一つの案件なのですけれども、浜町と、それから丸山、御崎、本町とかの事例と比べるのですけれども、直下型の地震が起きますと古い建物の全壊、半壊の戸数の想定がされておりますけれども、浜町が360軒ほどの全壊戸数があるのに対して、例えば丸山町ではゼロという数字が出ています。これは、我々の実生活からいってもまるで信頼性に乏しい数字となっております。

それで、この計画書をつくった、請け負った会社が実は二、三年前に倒産、廃業しているということで、確かめようがないという状況にあります。それで、当時の町の見解では、この計画をもとに町内の建物の耐震化を進めていく、努力目標として位置づけているのですけれども、その中でも大きな地震があった際の住民それぞれの避難経路を確認する上でも大事な計画書だという、そういう位置づけが議会で説明されているのです。それで、改めて古平町の地盤の客観的な指標はないのかというのを調べていましたら、平成17年に政府が全国の軟弱地盤の揺れやすさマップというもの

を策定しまして、国の研究機関がいろいろとデータを提供して、インターネットで朝日新聞の朝日デジタルという項目が出てきまして、我が町の町内会ごとの名前を打ち込むと揺れやすさの数字が出てくるといものを見つけることができました。それで、例えば御崎町などは揺れやすさが2に近い。数字がゼロから2に近いほど揺れやすくなるのですけれども、御崎町あたりが非常に揺れやすく、そして一番揺れにくいのが沢江だとか港町というふうに、この耐震改修計画とはまるっきり逆の結果が見えているのです。実は、この古平町内の地盤の弱さ、強さというものをぜひとも議会、町民と町側と今後共有して、そしてこれからの自宅の建築計画だとか、それから町の耐震改修計画に生かしていくという、そういう前提に立ちたいと思って、今回質問項目に挙げた次第です。

さらに、この耐震改修計画はこういう内容になっていますので、250万ぐらいの国費でつくったものですが、改めて町で予算化して、町と町民共有の認識に改めてスタートし直すと、そういう作業が必要でないかと思うのですが、町長のお考えをお聞きします。

○町長（本間順司君） 町内の耐震改修計画についてでございますけれども、まず内閣府の資料についてでございますけれども、表層地盤のゆれやすさ全国マップは入手しましたけれども、本町のポイントを記載した資料につきましては10年以上も前の資料でありますことから、確認することはできませんでした。

また、本町の耐震改修計画につきましては、北海道から提供された資料をもとに作成しており、その資料の中には北海道、北方建築総合研究所というのがございますけれども、が内閣府の資料をもとに各市町村の揺れやすさマップを作成したのも含まれておりますが、本町が独自に揺れなどを判断して作成したものではありません。

次に、本町の計画でありますけれども、この計画年度は平成23年度から27年度までで現在既に期間が切れており、次期の計画も策定しなければなりませんけれども、おくれについての理由でございますけれども、実は本年5月に北海道の耐震改修促進計画が策定されたところでございまして、それに伴う北海道からの資料提供をもとに本町の計画の見直しを行うこととしているところでございます。

なお、北海道の提供資料には、計画改定の手引や更新された揺れやすさマップなども含まれておりますことから、十分に確認をしながらこれから策定してまいりたいというふうに考えておりますけれども、これも早くても平成30年度あたりに見直しを行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（逢見輝続君） それでは、以上をもって一般質問を終わります。

### ◎日程第3 意見案第2号

○議長（逢見輝続君） 日程第3、意見案第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 意見案第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見案第4号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、意見案第4号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第4号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見案第5号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、意見案第5号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第5号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見案第6号

○議長(逢見輝統君) 日程第7、意見案第6号 介護・障害福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第6号 介護・障害福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見案第7号

○議長(逢見輝統君) 日程第8、意見案第7号 高すぎる学費の引き下げを求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第7号 高すぎる学費の引き下げを求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第9、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第10、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続

調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第12、議会広報検討特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会広報検討特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(逢見輝統君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(逢見輝統君) これで本日の会議を閉じます。

平成28年第3回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時55分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員